

「クイックO」の商標登録について

その意義と今後の展開

新潟県協会
藤島由宇

筆者は平成24年12月17日付で「クイックO」の商標登録を特許庁に出願し、平成25年9月27日に登録されました。その理由や今後の展望についてご説明いたします。

商標登録をした理由

全国どこでやっても同じ品質や方法でクイックOが行われるようにするためです。クイックOをオリエンテーリングの普及のために活用しようとしてくださっている関係者の皆様には制限を設けることになってしまうのですが、後述しますように障害者スポーツ、あるいはアダプテッド・スポーツとしての性質も有する「クイックO」は、オリエンテーリング界外にこそ売り込んで行かなければならない材料であると考えておりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

「商標」と「商品・サービス」はセットで考える

商標を登録する際には、1つの商標をどのような商品やサービスに使用するかをあらかじめ決めておく必要があります。今回の「クイックO」については、以下のサービス（役務）を指定しました。下線を引いたものは、特に重要と考えているものです。

技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、書籍の制作、放送番組の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）、スポーツの興行の企画・運営又は開催、運動施設の提供、運動用具の貸与、図書の貸与、写真の撮影、カメラの貸与

商標権の効力

右上の図について簡単に説明します。「クイックO」という名称で、その役務（定義を参照）を行う権利を商標権者は有します（専用権）。

「クイックO」に類似した名称（例えば「クイックOL」）で、その役務を行うことはできません（禁止権）。

「クイックO」という名称で、その役務に類似した役務（例えば坂のある

クイックOとは、限られた競技エリア内で極めて単純化された地図とテレインを用いて行われる、1回あたりの走行距離と所要時間が極めて短いオリエンテーリングの方法である。クイックOの実施にあたっては、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 平らで硬い地面や床で行うこと。
- (2) 同じ形状、大きさの物を特徴物として1種類だけ用いてテレインを設計すること。
- (3) 全ての特徴物の間を競技者が通過できること。
- (4) 競技者がスタート地点から全ての特徴物を目視できること。

クイックOの定義

商標権の効力が及ぶ範囲		指定商品又は役務		
		同一	類似	非類似
商標	同一	専用権	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

×印の部分には、商標権の効力は及びません。

商標権の効力が及ぶ範囲について（特許庁ウェブより）

場所で行うなど）を行うことはできません（禁止権）。

「クイックO」に類似した名称で、その役務に類似した役務を行うこともできません（禁止権）。

もし何らかの形でクイックOを実施したい場合は、その内容が前記の指定役務に該当するかどうかを判断いただき、もし該当する場合、あるいは不明な場合は商標権者までお問い合わせください。

全く異なる名称で行えるか？

例えば「クイックO」とは全く違う名称（仮に「ウンボボ」としておきます）を用いて、しかしその内容はクイックOである…というケースがあったとしても、商標権者はそれを禁止する権利を有しません（非類似であるため）。

しかし、A県では「クイックO」という名称で行われているのに、お隣のB県では「ウンボボ」という名称で行われたとした場合、いわゆるオリエンテーリング界外の人たちは「なんで同じ

ことをやっているのに名前が違うのだろうか？」と不思議に感じるでしょう。

このことがクイックO、あるいはオリエンテーリングの普及についてどのような影響を与えるのかについては、関係者の皆様には十分に考慮していただきたく思いますようお願い申し上げます。

お勧めは「練習」です

各クラブや団体が「練習」のメニューとしてクイックOを行う事については、筆者の所有する商標権の及ぶところではありません。従いまして、オリエンテーリング界内の皆様には普段の練習メニューとしてクイックOを積極的に導入していただき、オリエンテーリング技術の向上に役立てていただきたいと思います。加えて、練習にあつては様々なアレンジ（例えばバリアーを設ける、紙コップを使う、林の中で行うなど）も当然に許容されますので、アイデアを出し合ってより練習内容を充実させていただければ幸いです。

「体験会」はお勧めしません

逆に、これまで各地で行われていたと思われる、オリエンテーリング大会などのイベントに併設しての体験会はお勧めしません。参加者が「楽しかったね～」という感想だけ残して終わってしまうケースが圧倒的だからです。

ですからもし体験会を行うのであれば、体験会が行われた場所の近隣で地域クラブが少なくとも月1回、理想は毎週1回、定期的にクイックOなりオリエンテーリングの練習を行って、「またやりたい」と思ってくれた参加者にすぐ次の機会を提供できる環境を整えていただく必要があると考えています。「初心者向けのオリエンテーリングの機会は、必ずしも大会である必要は無い」というのが筆者のかねてからの持論です。

2012年10月に新潟県佐渡市で行われた「新潟県レクリエーション大会」ではクイックOを実施し、多くの地元の小学生たち楽しんでもらいましたが、残念ながら佐渡でのオリエンテーリングの取り組みはそれ以降なく、「もっとやりたい」と言ってくれた佐渡の子ども達に残念な思いをさせ続けていることを今でも申し訳なく感じています。佐渡にオリエンテーリングクラブができ、三条OCのように毎週練習していれば、彼らに残念な思いをさせずに済むのです。佐渡での取り組みは、個人的な将来への課題です。

大会開催はソコソコお勧め

「オリエンテーリング」という言葉自体は全国的に周知されていますから、例えば室内陸上のように「室内オリエンテーリング大会」という言い方で大会を開催する手は考えられます。特に我が新潟県などの降雪地域においては、冬季間のオリエンテーリングイベントとして有効なのではないかと考えています（もちろんスキーOが行われるのがベストですが、準備が大変です）。

ただし、開催するにしてもそれが「勝つと凄くて褒められる大会」であるのが望ましいと筆者は考えおり、この「大会のあり方」については関係者の皆様と考えて参りたいと思います。

障害者スポーツ／アダプテッド・スポーツとしての普及を

スポーツ基本法の制定により、障害者スポーツに関する基本理念が明確化されました。→「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」

事業の内容	商標権者の許可の要否	お勧め度
クラブ等での練習	不要	◎
違う名称でのイベント実施	不要	×
オリエンテーリング等の大会やイベントに併設しての体験会	必要	△
クイックOの大会	必要	○
新しい障害者スポーツ／アダプテッド・スポーツとしての普及	必要	◎

これは文部科学省の施策の一つであり、その目的は以下の通り示されています。→「各種マニュアル、新しい種目、用具等の開発や実践研究の実施、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実態把握等により、健常者と障害者が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進する。」

筆者はクイックOを日本で初めて行った時から、「これはトレイルOと同様に車イスの人でもできる」と考えていました。そして今、まさにクイックOは文科省の施策に合致するマテリアル、すなわち健常者と障害者が一緒に楽しめるスポーツとしての役割を果たすべき時代に突入したと言う事ができるのです。

なおクイックOは車イス以外の障害のある人にも、方法をアレンジすることで楽しんでもらうことが可能です。例えば視覚障害者には、各コントロールから異なる音を出し、地図も点字を利用したり凹凸を作ったりすることで対応できます。あるいは知的障害者向けにはフリーポイント方式で自由に廻ってもらう方法が考えられます。またリレー方式にすれば、各チームに健常者と障害者を含めるようにすることで一緒に楽しむことができるでしょう。なお、このように障害の内容や程度、あるいは年齢に合わせて楽しめるように工夫することができるスポーツを「アダプテッド・スポーツ」（アダプテッド＝適応させる）と言います。

助成金を得ての活動

障害者スポーツ、アダプテッド・スポーツとしてクイックOの普及を行おうとするとき、各団体から助成金を得てそれに取り組むことができます。

○日本レクリエーション協会委託事業

日本レクリエーション協会は平成24年度から先に述べた文科省施策の事業委託を受けており、さらに各都道府県レク協会へ再委託を行っています。また平成25年度からは「地域を活用した学校まると子どもの体力向上推進事

業」が開始され、学校を核として子どもの体力づくりに取り組む活動も行われています。新潟県オリエンテーリング協会は新潟県レクリエーション協会の会員であることを活かし、来年度はクイックOを新潟県レク協会に売り込んで参る予定です。

○（独法）福祉医療機構＜WAM＞の助成

トレイルOは数年前からこの助成（障害者スポーツ支援事業助成）を活用して、各地で事業を行っています。クイックOもまた障害者スポーツとしての側面を持っていますので、これを「スポーツ基本法の理念や文科省の施策に合致したスポーツである」ということをアピールすることで助成金を得て普及活動を行うことができるものと筆者は見込んでいます。

なおWAMの助成金は、昨年度は「複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業」については採択を優遇させる方針を採用しております。

従いまして、もし上記2団体に関連した委託・助成事業を行おうという都道府県協会等の団体の方は、是非とも筆者まで問い合わせいただきたい存じます。

クイックOの目指すところ

クイックOを通じて「1人で走ってタイムを競うスポーツとしてのオリエンテーリング」を周知し、あるいは障害者の社会参加、子供たちや高齢者の体力づくり等に貢献しつつ、最終的には、いわゆる国体の障害者スポーツ版である「全国障害者スポーツ大会」での正式競技入りを大目標として掲げたいと思います。

（藤島由宇）

<問い合わせ先>

〒955-0022

新潟県三条市上保内丙 87-1

藤島由宇

yu@jo-hoku.net

090-4618-0177

http://www.jo-hoku.net/